

情報ネットワーク利用制限等に関する内規

(総則)

第1条 本内規は、九州情報大学情報ネットワーク利用規程（以下「情報ネットワーク利用規程」という。）第9条第2項および九州情報大学ベンチャー支援センター情報ネットワーク利用規程（以下「支援センター情報ネットワーク利用規程」という。）第10条第2項の規定に基づいて、利用制限等について必要な事項を定める。

(利用停止等)

第2条 次の各号の一に該当する者は、情報処理室が情報ネットワークの利用停止等の処置をすることができる。

- (1) 電磁的記録を改竄・破壊して被害を与える行為については、1月以上7年以下の利用停止
 - (2) システム及びネットワーク運用の障害となる行為については、2週間以上5年以下の利用停止
 - (3) ソフトウェアの違法コピー等著作権の侵害などにあたる行為については、1月以上3年以下の利用停止
 - (4) 他人のパスワードを解析・盗用する行為については、1月以上1年以下の利用停止
 - (5) 他人を誹謗中傷する行為、その幫助行為については、1月以上1年以下の利用停止
 - (6) 個人情報当事者に無断で暴露する行為については、1月以上1年以下の利用停止
 - (7) 他人にパスワードを貸与する行為については、2週間以上1年以下の利用停止
 - (8) 当該組織が定めた利用目的以外の利用行為については、2週間以上の有期利用停止または、文書による警告
 - (9) その他、法律による処分される行為については、1月以上の有期利用停止
 - (10) 再反者については、1月以上の有期利用停止
- 2 前項に該当する者のうち、学則および法律等に抵触する者については、学則第41条に基づいて懲戒されることを妨げない。

附則

この内規は平成16年4月1日より施行する。